

定例監査の結果及び意見について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
市民病院 ・ 総務課 ・ 医事課 ・ 栄養管理課 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日までに執行された所掌事務事業について	平成 30 年 1 月 4 日) 平成 30 年 1 月 26 日

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 高 畠 義 一

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金(前払金)の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

平成 29 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

良質で安全・安心な医療を継続的に提供し、健全経営を図るため、大学医局との連携強化による専門性の高い医師の確保や、また高度かつ専門性の高い医療の提供についてホームページ等の活用による広報機能の強化を図られ、地域住民に信頼され、選ばれる病院となるよう努められたい。